

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」に基づく、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画（平成30年12月策定）」（以下「大分県計画」という。）を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 大分県計画の推進
- 二 大分県計画の必要に応じた変更

(推進協議会の構成)

第4条 推進協議会は、別紙1に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 会長は、大分県土木建築部審議監（総務企画担当）をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。

(推進協議会)

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 構成員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 3 会長は、必要がある時は、構成員以外の者の参加を求めることができる。

(連絡調整会議)

第6条 大分県計画の推進にあたって、関係機関の連絡調整を目的として、推進協議会に連絡調整会議を設置する。

- 2 連絡調整会議は、別紙2に掲げる構成員をもって組織する。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務は、大分県土木建築部土木建築企画課が行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は平成30年11月14日より施行する。

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画」

推進協議会 構成員

厚生労働省	大分労働局	健康安全課	課長	
国土交通省	大分河川国道事務所		工事品質管理官	
大分県	生活環境部	県民生活・男女共同参画課	女性活躍推進監	
	商工労働部	雇用労働政策課	課長	
	農林水産部	工事技術管理室	室長	
	土木建築部			審議監（総務企画担当）
		土木建築企画課		課長
		公共工事入札管理室		室長
		建設政策課		課長
	建築住宅課		課長	
関係団体	(一社) 大分県建設業協会		専務理事	
	大分県建設産業団体連合会		専務理事	
	全国仮設安全事業協同組合 大分支所		支所長	
	建設業労働災害防止協会 大分県支部		専務理事	
	大分県建設合同労働組合		書記次長	

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画」

連絡調整会議 構成員

厚生労働省	大分労働局	健康安全課	健康安全係長
国土交通省	大分河川国道事務所		工物品質管理官
大分県	生活環境部	県民生活・男女共同参画課	参画推進班総括
	商工労働部	雇用労働政策課	労政福祉班総括
	農林水産部	工事技術管理室	工事技術管理班総括
	土木建築部	土木建築企画課	建設業指導班総括
		土木建築企画課	建設業指導班
		公共工事入札管理室	入札管理班総括
		公共工事入札管理室	入札管理班
		建設政策課	建設技術情報班総括
	建築住宅課	企画調査班総括	
関係団体	(一社) 大分県建設業協会		専務理事
	大分県建設産業団体連合会		専務理事
	全国仮設安全事業協同組合 大分支所		支所長
	建設業労働災害防止協会 大分県支部		専務理事
	大分県建設合同労働組合		書記次長